

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し平成24年1月25日付け海建総第419号で行った保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

本件異議申立てに至る経過は以下のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第16条第1項に基づき、実施機関に対し、平成23年11月21日付けで、「別紙道保第784号決定書添付、諮問第65号答申2頁写し第4実施機関の説明要旨1で『無番地に地番を付した事実がない』更に2で『○○○○○他4筆土地の並びについては旧公図と公図の間で変更がない』ならば○○○○○土地は、請求人も共有者の1人である。私（又は被相続人○○○○）の同意書」について開示請求を行った。

2 非開示決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を「作成又は取得していないため」との理由で、平成24年1月25日付けで本件処分を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年3月15日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、全てを開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書並びに審議会における意見及び説明の陳述によって本件処分に関して主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

- (1) 和歌山県が行った昭和40年代の和歌山市上三毛字東山田周辺の県道船戸海南線の工事に関する買収で不正があった。
- (2) 政治的配慮をした和歌山県は、別土地に登記完了しているものと見なし、別土地登記記載の公図を分筆し、嘱託登記をした結果、公図上Y字状県道が表示された。
- (3) 和歌山県は、別土地既登記土地を公図上の土地を分筆したようにして無番地を測量し公図上の地番を付している。
- (4) 和歌山県は、公図訂正で不正に合わせた解決方法を採用した。
- (5) 和歌山県は、公図訂正に謄本でない後付情報を記載した偽造判決書を利用し、当該判決書を隠している。
- (6) 謄本でない文書には自由に勝手な情報を書き込むことが出来、犯罪が自由に行われている。
- (7) 和歌山県は、文書を毀棄して知らんぷりをする戦法を考えた。従って県職員が隠匿したことがほぼ確実な状況であり、これは犯罪行為であったから「作成又は取得していない」は虚偽となり、当然のことながら和歌山県は告発又は告訴する義務がある。
- (8) 和歌山県の対応は、全てこうした違法行為により為されていることは由々しき問題であるが、情報公開審査会諮問第57号答申までの審査会のやりとりも偽造し、情報公開審査会でも虚偽がまかり通る行政だけは許すことは出来ない。
- (9) この3年半実施機関の虚偽説明により、情報公開審査会でも海草振興局建設部保管の海建第7110号文書から理由書、判決書や「○○○○」と他人の所有者名を記載した土地所在図を隠匿したことを見逃す答申を出させたのも同様の行為によるものであり未だ被害が解消されていない。

(10) 官民境界確定書類には、共有者全員の同意書が必要で、異議申立人又はその被相続人の同意書が添付されていないことがおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が保有個人情報非開示決定通知書及び理由説明書並びに審議会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

1 境界確定事務について

境界確定事務は、知事が管理する官有地に隣接する土地所有者からの境界明示の申請を受けて、境界明示申請地所有者と当該申請地に隣接する官有地の管理者である知事が協議を行い、その境界を確定させるものであり、国有財産法その他法令に基づくほか、「県土整備部所管公共用地境界確定事務取扱要領」、「県道敷地境界確定要領」等内規に基づきその事務を行っている。

2 本件処分について

異議申立人は、「別紙道保第784号決定通知書添付、諮問第65号答申2頁写し第4実施機関の説明要旨1で『無番地に地番を付した事実がない』更に2で『〇〇〇〇〇他4筆土地の並びについては旧公図と公図の間で変更がない』ならば〇〇〇〇〇土地は、請求人も共有者の1人である。私（又は被相続人〇〇〇〇）の同意書の原本閲覧と写しの交付」を請求している。諮問第65号答申の第4実施機関の説明要旨2には、「境界確定に際して、旧公図を確認しているが、当該地、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇の土地の並びについては、旧公図と公図の間で変更がない。〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇の登記簿上の土地所有者が、当該地に隣接して土地を所有し、隣接所有者として境界明示に同意していることから、公図と現地の状況は一致していると認識している。」と記載されており、記載のとおり、隣接地所有者の境界明示同意が存在するといふのであれば、異議申立人の主張は、「〇〇〇〇〇〇の土地は私も共有

所有者の1人である。よって、私の境界明示同意書が存在することとなり、その同意書の原本閲覧と写しの交付」の請求、すなわち現在も県道を管理している海草振興局建設部管理課が県道敷地との境界明示について決裁した平成10年11月25日付け海建第5310号「官民境界の明示について」という文書（以下「海建第5310号」という。）にある異議申立人又はその被相続人の保有個人情報を対象とした請求であると、実施機関は判断した。

境界確定事務については、実施機関は、国有財産法その他法令によるほか、「県道敷地境界確定要領」等内規に基づいて行っており、境界確定申請地の隣接民有地が共有等の場合、内規では、原則として隣接地の共有者全員の同意を得るよう定めている。しかし、共有者が多数の場合等、共有者全員の同意を得ることが困難な場合、従来からの運用として、共有者のうちの一人で、当該土地を管理している者（以下「土地管理者」という。）の同意をもって共有者全員の同意として事務処理を行っている。本件についても共有者が多数であるため、共有者の一人で当時当該土地（山林）を〇〇との呼称で管理を行っていた者を土地管理者とし、その同意をもって事務処理を行っているため、異議申立人又はその被相続人の同意書は取得していない。したがって、本件開示請求の対象となる個人情報は作成又は取得していないため、不存在理由による非開示決定を行った。

第5 審議会の判断

1 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

本件開示請求において、異議申立人は、「〇〇〇〇〇土地」について共有者である「私（又は被相続人〇〇〇〇）の同意書」を対象とした個人情報の請求を行っている。

審議会が不動産登記記録全部事項証明書により確認したところ、異議申立人の主張する「〇〇〇〇〇土地」は、和歌山市上三毛字東山田〇〇〇番〇であり、海建第5310号が事務処理された平成10年11月25日当時、共有者として75名の権利者が

おり、〇〇〇〇も共有者の一人である。また、平成23年6月9日には、平成10年4月27日に相続を原因とした〇〇〇〇持分全部移転登記がなされ、異議申立人がその共有者の一人となっている。このことから、本件開示請求の対象となる個人情報、異議申立人に係る個人情報と認めることができる。

2 境界確定事務について

- (1) 境界確定事務においては、知事が管理する官有地と隣接する民有地との境界について、当該隣接民有地との境界を当該民有地所有者から申請があった場合、実施機関は、申請地所有者と協議を行い、その境界を国有財産法その他法令によるほか、「県土整備部所管公共用地境界確定事務取扱要領」、「県道敷地境界確定要領」等実施機関の内規に基づき確定を行う。
- (2) 実施機関の内規の一つである「県道敷地境界確定要領」の⑦承諾書2には、「申請地の隣接、点接土地所有者の登記名義人が、共有、相続の場合は原則として共有名義人全員、相続名義人全員の承諾書を添付する。」と規定されている。

3 同意書（承諾書）の存否について

- (1) 異議申立人は、海建第5310号には共有者の一人である異議申立人又はその被相続人の同意書が添付されるべきと主張する。

海建第5310号に異議申立人又はその被相続人の同意書が添付されている場合、当該同意書が異議申立人又は被相続人の保有個人情報として、本件開示請求の対象となるが、実施機関は、土地管理者の同意をもって共有者全員の同意として事務処理を行っており、異議申立人又はその被相続人の同意書は取得していないため、本件開示請求の対象となる保有個人情報も存在していないと主張する。

したがって、当審議会は、当該同意書が不存在であるという実施機関の主張の妥当性について判断する。

- (2) 実施機関の説明によれば、境界明示申請地の隣接地所有者が多数の場合等、境界明示申請者が隣接地共有者全員の同意を得

ることが困難である場合、共有者のうちの一人で、当該土地を管理している者の同意をもって共有者全員の同意として処理することは、従来からの取扱いとして行っているという。

審議会が確認したところ、海建第5310号と同様に、境界明示申請地の隣接地の所有者が多数の場合において、土地管理者の同意をもって処理を行っている実例が、海建第5310号に関する境界明示以前から現在までにおいて見受けられた。

海建第5310号に関する境界明示では、隣接地所有者が異議申立人を含め、75名と多数にわたっており、隣接地共有者の同意を土地管理者の同意、すなわち共有者のうちの一人で当該土地（山林）を〇〇との呼称で管理を行っていた者を土地管理者とし、その同意をもって事務処理を行っているため、異議申立人又はその被相続人の同意書は取得していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

4 結論

以上の理由により、当審議会は本件処分に関し、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、公図訂正が不正に行われた等、「第3 異議申立ての内容要旨」において、保有個人情報に関する本件処分以外の種々の主張を展開しているが、当審議会は、条例第39条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、本件処分の妥当性について判断するものであり、異議申立人の当該主張の是非については、当審議会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年 4月 6日	○諮問（実施機関）
平成24年 5月25日	○実施機関からの理由説明書を受理

平成25年 4月26日	○審議
平成25年 5月30日	○審議
平成25年 6月14日	○審議
平成25年 7月25日	○審議
平成25年 8月29日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成25年 9月10日	○審議
平成25年12月17日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成26年 1月31日	○審議
平成26年 2月18日	○審議
平成26年 3月27日	○審議
平成26年 4月18日	○審議